９月定例県議会　日本維新の会　代表質問・答弁の概要

９月１８日　　清　水　議　員

議長のお許しを頂きましたので、日本維新の会会派を代表して質問をさせて頂きます。
質問の前に
９月８日から９日にかけて関東地方に上陸しました台風１５号により被害に遭われた皆様に対し心よりお見舞いを申し上げます。
未だに電気が復旧していない地域もあり、改めて民間を含めた老朽施設の点検と更新に対して真剣に向き合う必要性を感じております。
また、平成２３年９月の紀伊半島大水害から８年が経過しました。県内でも未だ発見に至っていない犠牲者の方がおられます。
改めて哀悼の意を捧げます。
自衛隊隊員の皆様、海上保安官の皆様、警察官の皆様、消防隊員・消防団員の皆さまなど、災害時に於いて、危険業務に従事されている全ての皆様に感謝を申し上げます。

１問目は、２０００ｍ級滑走路付き大規模広域防災拠点整備の必要性と整備方針について（知事）と（危機管理監）に内容を分けて伺います。

平成２３年９月、紀伊半島大水害発生後の１１月だったと記憶していますが、当時の浅川副議長に同行して災害の状況と国土交通省の大きな支援で仮復旧が進められている現場の視察をさせて頂くとともに、整備が進められている高規格道路を目の当たりにして道路の重要性を実感したのをよく覚えています。
２日前、国道１６８号、平谷―折立間の１．７ｋｍが完成し、十津川道路の全線が開通しましたが、まだまだ残された区間の整備の必要性を感じております。
国防の重要性と災害対策に対する重要性を理解している者の一人として、荒井知事と危機管理監に質問をさせて頂きます。
１９５４年７月１日に自衛隊が発足して６５年になり、近畿圏を管轄する陸上自衛隊中部方面隊には３３か所の駐屯地と３か所の分屯地が在ることは御存じのとおりであります。
かねてより、奈良県内には自衛隊の基地や駐屯地・分屯地が無いことから、奈良県内等で発生する大規模災害時の初動の遅れが懸念されることから誘致活動が行われています。
自衛隊法第３条に自衛隊の任務が規定されていますので、改めて一部分をご紹介いたします。
（自衛隊の任務）
第三条　自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。
とされています。
そして、災害派遣も同法第８３条に規定された任務の一部ではありますが、あくまでも主たる任務は国防にあると言う事です。
平成２３年９月に発生しました紀伊半島大水害の経験と今後に発生する南海・東南

海トラフ沖大地震に備えることを含めて、災害拠点整備などを奈良県五條市内において整備するため、平成２６年度より予算化され、同年度に３、０００万円、平成２７年度に５，０３０万円、平成２８年度に４，６００万円、平成２９年度に３，３５０万円、平成３０年度に２，３５０万円で合計１億８，３３０万円、令和元年度には債務負担行為を含めて９，５００万円が予算計上され、既に８月３０日に奈良県大規模広域防災拠点整備構想検討業務にかかる公募型プロポーザルの公告が行われています。

　このプロポーザル業務の第１条（業務目的）には、近い将来発生が懸念される南海トラフ巨大地震等による大規模災害発生の際、本県も大きな被害が想定されるとともに、紀伊半島沿岸地域が壊滅的な打撃を受けることが予想される。そのため、奈良県および紀伊半島の中心部に位置する五條市に、大量の物資と人員を搬送できる固定翼及び、回転翼が離発着可能な滑走路など、航空機の円滑な運用可能な施設整備とともに、消防学校、陸上自衛隊駐屯地を併設した大規模広域防災拠点整備の基本構想（案）の作成を行うものである。

とあります。

本年６月定例会期中の総務警察委員会で、平成３０年度「奈良県広域防災拠点整備及び陸上自衛隊誘致推進業務」の完成図書の提出を求め、主要な部分の開示をしていただきました。

現場の状況をご存じない県民の方もおられますので、その報告書の一部資料などを用いて少しご紹介いたします。

資料を配布しておりますのでご確認ください。

・図－１の国土地理院の航空写真のとおり、主たる候補地はプレディアゴルフ場とされていますが、当該ゴルフ場には深さ４５Ｍほどの深さの谷を挟んで西側に５ホール、クラブハウス側に１３ホールが展開している戦略的なゴルフコースであり、現在も営業を続けられています。（プレーをされた方はコースのレイアウトをよくご存じだと思います。）

・図－２は、ヘリ滑走路等の施設配置を示しており、滑走路面の計画高さはＦＨ＝１９０ｍ、東側の国道１６８号の道路面の高さはＧＨ＝１３０ｍ前後ですから、国道１６８号から見上げて約６０Ｍの高さに、今後は２㎞ 以上の長い丘が出来上がるイメージとなります。図－３は、切盛図で赤色の部分は盛土、黄色の部分は切土を示しています。

・図－４は、造成計画の土量計算（メッシュ法）で、６００Ｍ級滑走路を備えた広域防災施設・自衛隊駐屯地が整備される東側部分の造成計画では　１，８７４，２４０㎥の土が不足、谷を挟んだ西側では１，１２６，２４０㎥の土が発生するので、東側の盛土に利用しても全体で７４８，０００㎥が不足することを示しています。谷地部分を埋めるために、別に大和北道路・リニア新幹線等の公共事業残土（約８０万㎥）の受け入れを予定されています。

・図－５は、国道１６８号から完成後の広域防災拠点に接続するアプローチ道路の計画図で幅員　１０ｍ、延長１，１５０ｍが計画されています。

・図－６は、本年８月４日の知事政府要望資料に添付されました２０００Ｍ級滑走路を有する広域防災拠点施設のイメージ図です。

「奈良県広域防災拠点整備及び陸上自衛隊誘致推進業務報告書」によりますと、概算工事費用は、準備工・土工・一時防災工・排水工・水道管敷設工・アプローチ道路工で約１７，３６０百万円、建築工事の対象となっています消防学校・備蓄倉庫

・ヘリポート、防災啓発施設が約８，２５０百万円などで合計２５，６１０百万円とされています。
当然、用地費・補償費などは、現状では積算が出来ませんので計上はされていません。

そこで、知事に伺います。

１－（１）知事は、以前から駐屯地造成に係る費用は国事業として説明をされてきましたが、今回２０００ｍ級の滑走路に変更したイメージ図面により提案をされていますので、この変更は防衛省との協議により国防上、奈良県に必要な陸上自衛隊駐屯地の条件として防衛省から提案をされ変更をされるものなのか、また、国が直接負担をする内容はどの部分になるのか伺います。

【知事答弁】
　最初に、陸上自衛隊の駐屯地誘致と大規模広域防災拠点の整備に関するこれまでの経緯について、ご説明いたします。
　県では平成１９年頃より、五條市とともに、紀伊半島の中心に位置する五條市に、陸上自衛隊の駐屯地の誘致を国に要望してまいりました。陸上自衛隊の駐屯地が唯一ない県であるとともに、陸上自衛隊の防災機能に着目した要望でございました。これは、南海トラフ巨大地震の際、県内の被災地はもとより、津波による甚大な被害が想定される紀伊半島沿岸地域への支援拠点として、最適であるとの考えによるものです。これは陸上自衛隊駐屯地誘致のプロジェクトでございました。
　その後、平成２３年の紀伊半島大水害を契機といたしまして、陸上自衛隊の駐屯地に併設し、県の広域防災拠点を一体的に整備することを検討しました。災害救助要員のベースキャンプや救援物資の備蓄・集配機能、消防学校などを有するもので、自衛隊駐屯地と連携することで、より高度な機能を発揮すると期待したものです。自衛隊駐屯地兼防災拠点併設連携防災拠点の構想でございました。
　さらに、その後の各地の相次ぐ大規模な自然災害を眼のあたりにし、また南海トラフ巨大地震が近いうちに紀伊半島を襲うという予想が頻繁になされる状況になってきておりましたので、県としては防災基地をできるだけ早期に整備すべきと考え、西部方面に防衛費を使っておられる自衛隊の駐屯地誘致の実現を待つことなく、消防学校を含む大規模広域防災拠点の整備を進めることが、必要だと考えるに至りました。県防災拠点先行型の拠点整備の考え方になりました。
　また、東日本大震災時に滑走路が２０００ｍの山形空港が大きな役割を果たしたことと、その際、自衛隊輸送機の輸送能力も重要であるという分析をいたしたことから、大規模災害発生時には、固定翼航空機が果たす機動性・輸送力を重視して、現行の最新輸送機であるＣ－２の離着陸が可能となる２０００ｍ滑走路付き大規模広域防災拠点の整備を進めることが、南海トラフ巨大地震に備える観点からも望ましいと判断するにいたっております。２０００ｍ滑走路付き大規模広域防災拠点の整備の構想に至っております。
　なお、自衛隊が駐屯地として整備する土地につきましては、国が購入して駐屯地を整備することを想定しております。その他の整備費用につきましては、現時点では、大規模広域防災拠点の事業規模や施工方法等を検討している途上であり、この進捗を踏まえて、今後、国にどのようなタイプの助成をお願いするかについて、国

と協議を行いたいと考えています。

１-（２）次に、２０００ｍ級滑走路に大幅な変更を行うことで、用地の取得などの事前作業及び必要となる盛土材料の確保の為に時間を要することから、工期の大幅な見直しが必要であると思われますことから、他の公共工事の残土利用との関連からも６００ｍ級滑走路の計画年次以上の長期間が必要となると思われます。
完成目標年度はリニア新幹線大阪開業の２０３７年を目標とされるのか、または、それ以上の年次を想定されているのか併せて知事に伺います。

【知事答弁】
　事業予定地には、谷部が存在し、大規模な盛土工事が想定され、整備期間が長期間にわたることが予想されます。
　今後、航空測量や地質調査等を実施し、その結果も踏まえたうえで、事業規模、範囲、施工方法等の検討を進め、その後、事業の工程についても関係機関と調整していくことになると思います。
　なお、今後の検討においては、他の事業からの建設発生土の有効活用等によるコストの縮減を図りつつ、南海トラフ巨大地震発生の切迫性が指摘される中、防災拠点としての効果が早期に発現できるようなことを願っております。南海トラフ巨大地震に間に合うようにというのが一番大きな願いです。そのような観点から段階的整備手法についても重要な検討課題であると考えています。
　具体的に申しますと、まず６００ｍの防災拠点を作り、その後、２０００ｍの滑走路を作る構想でございます。しかし、出発にあたりましては、２０００ｍ滑走路整備を軸にして考えるべきということになります。
　南海トラフ大地震の発生は滑走路ができた後であれば良いと思っております。できるだけ早く、国体開催までに間に合えば良いなあと思っているところです。

１－（３）平成３０年度「奈良県広域防災拠点整備及び陸上自衛隊誘致推進業務」の報告書について（危機管理監）
①　アプローチ道路の技術基準について、国道１６８号取り付け部の縦断勾配が、道路構造基準の設計速度５０km／h但し書きの９％で、主たる部分の縦断勾配が５.２％となっているが、この数値で問題はないか。
②　事業完了後の雨水排水対策として、２か所の調整池が大規模盛土部に設置すると計画されているが、何故、不等沈下が発生するかもしれない大規模盛土部分に計画されているのか。造成工事期間中の調整池は、通常、開発計画用地の最も低い位置に築造して完成後にも利用するように計画されると思うが如何か。
③　当該業務に当たり、ヒアリングが行われている関係課が、県庁では環境政策課、担い手農地マネジメント課、地域政策課、都市計画室、森林整備課、林業振興課、砂防・災害対策課、建築安全推進課、五條市では水道課、建設課となっているが、総合治水対策・平成の緊急内水対策を担当する県河川課及び下水道課、既存道路にアプローチする道路線形計画の是非を確認する道路建設課などとのヒアリングは必要ないのか。
④　雨水排水先水路が明らかではないが、排水先の水路若しくは河川の改修は必要ないのか。
⑤　航空法第２条第８項についての技術基準に対する記述が見当たらないが、付近

に規定の支障となる山や構造物は無いのか。
⑥　空港法（空港整備法）に規定されている各条項により、国土交通省への事前協議等は必要ないのか。
の６点について危機管理監に伺います。

【危機管理監答弁】
　議員からお尋ねいただきました検討業務は、６００ｍの滑走路を前提として、防災拠点の計画策定のために、施工にあたっての課題や周辺環境への影響などを把握するために概略的な検討を実施したものです。それぞれのご質問には、それを前提にお答えいたしたいと存じます。
①この検討業務におけるアプローチ道路については、拠点から国道１６８号までの最短ルートとして、縦断勾配は地形上やむを得ない場合に適用する特例値も採用して線形を設定したものです。今後は、今年度実施する航空測量の結果や土地利用状況等も踏まえまして、最適なルートについて検討してまいります。
②事業予定地には、谷部が存在し、大規模な盛土工事が想定されます。この業務におきましては、確保すべき最大の盛土量を把握する目的で、調整池を現計画位置に設定したものでございます。なお、調整池の位置につきましても、今後、必要とされる機能や経済的な観点を踏まえて、検討を進めてまいりたいと存じます。
③この検討業務では、整備に必要となります土量や造成範囲などを概略的に検討いたしますとともに、土地利用規制に関する課題を確認するため、主要な関係課へのヒアリングを実施したものです。アプローチ道路の計画策定等にあたりましては、今後、関係課　等と協議・調整してまいります。
④この検討業務は、防災拠点の計画策定にあたりましてまず必要となる事項について、概略的な検討を実施したものでございます。排水計画等も含め、今後、必要な事項については、適宜、関係課等と協議・調整してまいります。
⑤航空法により、航空機が安全に離着陸するため、空港の周辺に、定められた高さを超えて建造物、植物、その他の物件を設置、植栽、留置してはならないとされています。これまで、ヘリコプターと呼ばれます回転翼機が利用します６００ｍの滑走路の整備　を前提とした検討で、現在の候補地におきまして、航空法の規定により支障となる建造　物等が無いことを確認しております。その後、固定翼機が利用する２０００ｍの滑走路の整備を前提に、航空法の規定により支障となると建造物等との関係をふまえ、大規模広域防災拠点の基盤高さを概略的に検討しました。今年度に実施いたします航空測量の結果等も踏まえて、引き続き検討を進めてまいります。
⑥空港法におけます「空港」とは、公共の用に供する飛行場とされており、現時点において、県が検討している大規模広域防災拠点は、空港法の「空港」には該当しないことから、整備にあたりまして、国土交通省への事前協議等を含め、空港法における手続きは必要ないものと考えています。

　議員から様々なご指摘をいただきましたが、最初に申し上げましたとおり、この業務は、６００ｍの滑走路の整備を前提に概略的な検討を実施したもので、２０００ｍ滑走路付き大規模広域防災拠点の整備にあたりましては、昨年末より全体計画図や造成規模について、順次検討を進めることとしたところです。
　ご指摘いただきました事項も含めまして、必要な調査等を実施しながら取り組ん

でまいる所存です。

２　災害時の孤立集落における対策について（危機管理監）

県では、土砂災害に対する警戒避難体制を強化するため、土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑りによる土砂災害のおそれのある箇所として１０，９６７箇所の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を平成２７年度に完了され、イエローゾーンの中でも特に建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の基礎調査を昨年度に完了し、令和元年度中に基礎調査結果の公表及び指定作業を行われる予定であります。
そこでまず、大規模土砂災害や大洪水において孤立する可能性のある集落の事前把握と対策について、県下市町村でも災害対策の一環で様々な検討をされていると思いますが、その現状はどのようになっているのか、危機管理監に伺います。
また、森林台帳の整備を統一基準で進められていますが、その作業と同時に管理主体を超えた多様なアクセスルート（国道、県道、市町村道、里道、林道、私道）等を把握して、ＧＩＳを利用した救出ルートの自動化等を検討しておく必要があると考えます。
ＩＴ技術の進歩は目覚ましいものがあり、２０２０年を目標に５G（第５世代）の運用が開始されますと、現在の４G（ＬＴＥ）通信速度の１０００倍になると言われ、新たなアプリの開発が進むものと想像されます。
例えば、携帯電話の救助信号から位置座標が送られれば、作成されたＧＩＳ（地理情報）を統一した規格で推進することで、瞬時に救助ルートの表示が可能になる時代が来るものと確信いたします。
そこで、災害時の救出ルートに係るＧＩＳの活用について、今後の検討の方向性を危機管理監に伺います。

【危機管理監答弁】
平成２３年に発生した紀伊半島大水害では、大規模な土砂災害により、県内の１７地区で３５２人が孤立状態となり、県消防防災ヘリコプターや陸上自衛隊が孤立した住民の救出・救援にあたりました。
災害により孤立した集落に対しては、ヘリコプターを活用した救助や物資搬送による支援が、非常に有効な手段であると考えています。
そのため県では、大規模災害発生時に道路の途絶等により孤立する可能性がある集落を調査するとともに、その孤立する集落周辺の、ヘリコプターが離発着できる場所の有無についても調査しました。
その結果、孤立の可能性のある集落は、南部・東部の山間地域を中心に４０１ヶ所存在することがわかりました。また、４０１ヶ所全ての集落周辺でヘリコプターの活動可能な場所を確認し、消防機関など関係機関とも情報を共有するとともに、最新の状況把握に努めています。
昨年の台風第２１号では、十津川村迫（せい）西川（にしがわ）地区で５世帯１０名が孤立状態になりましたが、県防災ヘリが、十津川村から物資搬送の要請を受け速やかに出動し、共有しているデータを基に、近隣の小学校に物資を輸送することが

できました。
　大規模災害に備え、救援・避難のための選択肢を広げることは、迅速・的確な救助活動を実現するうえで、非常に重要であると考えます。
　現在、県の防災システムで、避難所などの一部施設について、位置情報を利用していますが、まだまだ、十分な情報を把握、活用できていない状況です。
　今後、多様な主体が保有する情報の共有や、ＧＩＳを含めた情報ツール活用の可能性についても検討を進め、孤立集落対策に取り組んでいきたいと考えております。

３　会計年度任用職員制度導入にあたっての県の検討状況と市町村への支援　内容について

　２０１９年人事院勧告における「公務員人事管理に関する報告の骨子」で、公務に対する国民の信頼を回復し、更に高めるため、全体の奉仕者としての公務員の使命等を再認識させるよう、倫理感･使命感の醸成や職務に対する責任の自覚を働きかけるなど一層の対応に努力。 キャリア形成に強い関心を持つ若手職員が増加し、育児、介護等の事情を抱えた職員の存在が顕在化する中で、多様な有為の人材を公務に誘致し、これらの人材が活躍できる公務職場の実現に向けた取組を推進するとされ、勤務環境の整備の項では、非常勤職員の適切な処遇の確保について述べられ、非常勤職員の給与について引き続き常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組み、非常勤職員の休暇について、民間の状況等を踏まえ、夏季休暇を新設するとされています。
今般、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の３類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備されると思いますので、次の点について伺います。
　１点目は、会計年度任用職員の給料や期末手当などの勤務条件の枠組みはどのようになるのか。また、採用方法や現任者の扱い、制度導入に伴う影響額について総務部長伺います。
　次に、県内市町村の臨時・非常勤職員等の内容把握は行っているものと考えますが、県内市町村が制度導入するにあたり、どのような支援を行っているのか地域振興部長伺います。

【総務部長答弁】
　会計年度任用職員制度は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い令和２年４月から導入されるもので、さる６月定例会で関係条例の改正案を可決いただいたところです。
　会計年度任用職員にかかる勤務条件等の枠組みについては、給料の制度や水準を定める際の原則や支給すべき手当などに関して総務省基準が示されております。
　現在、この総務省基準に則り、対象となる職ごとに、移行後の勤務条件を検討しているところですが、常勤職員の給与を基礎とすることや期末手当の支給が可能と

なることから、基本的には処遇改善となる見込みであります。
会計年度任用職員の採用に当たっては試験を実施する予定ですが、現在、任用している日日雇用職員や嘱託職員については、令和２年４月以降に現行同様の職務内容の職が設置される場合に、客観的な能力実証として人事評価を実施し、その結果に基づいて任用することを予定しております。
また、会計年度任用職員制度の導入に伴う影響額といたしましては、約１０億６千万円を見込んでおります。

【地域振興部長答弁】
現在、県で把握しているところでは、平成２９年度で年間約１万２千人が県内市町村で臨時･非常勤職員として任用されており、このうち、約１万人が来年度に会計年度任用職員として任用される見込みです。
新制度導入にあたり、市町村においては、個々の職員ごとに業務内容に応じた処遇を検討し、その内容を反映した条例を整備する等の準備が必要となります。県においては、制度説明会や意見交換会、ヒアリング等を定期的に開催し、これらの準備が円滑に進むように、市町村に対し必要な情報の提供と助言を行ってきました。また、市町村ごとに異なってくる課題にも対処できるよう個別相談会を実施してきたところです。
これらの支援の結果、１３市町村がこの９月議会で、残り２６市町村が１２月議会で、条例案を議会へ提案する予定です。
県としては令和２年４月１日に全市町村が適切に新制度へ移行できるよう、今後も引き続き、市町村の進捗状況を把握し、各市町村の状況に応じたきめ細やかな支援に努めてまいります。

４　特別職の期末手当の支給月数について　（知　事）

かなり以前、旧自治省行政局公務員部長から出された知事の給料や議員の報酬にかかる通知に『特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とは自らその性格を異にし、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の報酬等についても自動的に引き上げられるような方式を採用することは法の趣旨に反するばかりでなく、特別職等報酬審議会の実効性が失われることにもなるので、係る方式を採用することのないよう厳に留意されたい。』との内容がありました。
期末手当については通知に示された特別職報酬等審議会の対象外であるため、これまで議員に係る期末手当は独自に、一般職である国の指定職の例により支給してきました。
全国的にも多くの自治体が同様でありますが、人事院勧告の実施によって変動する国の指定職に合わせて改定が行われているのが実態であります。
奈良県議会議員の期末手当支給月数の改定もこれまで同様に繰り返されてきています。
令和元年１０月１日からは、消費税の改正が行われ実質的な県民所得の低下が見込まれる時に、県議会議員が人事院の勧告に従って期末手当の増額を行うべきでは無いと考えていますが、議員と同様に知事が一般職である国の指定職の改正の例に

より支給されている現状について、知事の所見を伺います。

【知事答弁】
知事の期末手当の支給月数につきましては、これまで、国の特別職と同じ月数にして参ったところです。国の特別職は、事務次官や本省局長など国の指定職に準じた支給月数であることから、結果的に一般職である国の指定職と同じように変動することになっております。
県職員の給与につきましては、客観性・合理性を担保することが重要でございます。一般職につきましては、地方公務員法の規定により、人事委員会から公民給与の精確な比較に基づいて給与の勧告が行われますが、特別職である知事は対象となっておりません。
このため、知事については同じ特別職である国特別職の例によってきたところでございます。国特別職は人事院勧告の対象でございます。国の指定職に準じておりますので、これにより客観性・合理性が担保できるものではないかと考えてきたところでございます。
他の府県の状況でございますが、直近の平成３１年４月の調査では、約７割の道府県の知事が奈良県と同じ３．３５の支給月数とされておられます。その他は少ない県も、月数が大きい県も見受けられます。期末手当の支給月数についての考え方は以上です。

５　県下のスマート自治体に向けた取組について　　（総務部長）

先ほども申し上げましたが、通信各社で来年を目途に５Ｇ（第５世代）通信のサービスが開始される見込みであり、１０Ｇｂｐｓを超える通信速度、LTE の約１，０００倍にもおよぶ大容量化を目標とされています。　推測ですが、テレワークがさらに進み、働く環境が大きく変わることになると思われ、奈良県内３９自治体が人口減少社会に取り組まれている施策の転換を図る必要があると考えます。
昨年７月に自治体戦略２０４０構想研究会から第二次報告書が発表され、自治体が求められるのは、社会の機能不全を自ら克服し、しなやかに危機を乗り越えることが出来るという意味での持続可能性であり、危機への対応こそがチャンスとなる。第一次報告の施策の開発と自治体行政に関する制度設計について具体的に検討を進める必要があると結ばれています。　これらのことを踏まえて、総務部長に次の点を伺います。

・スマート自治体への転換から取り残された場合、公共サービスが維持できない事によって人口減少に拍車がかかるおそれがあると思われるが、市町村に対して、スマート自治体への転換に向け、どのような支援を行っているのかお答えください。

【総務部長答弁】
国の「自治体戦略２０４０構想研究会」の報告において、将来の市町村の若年労働力の不足に対応するため、ＩＴによる破壊的な技術を使いこなす自治体への転換が必要とされているところです。

本県においても、人口減少・超高齢社会への対応も踏まえ、地域の活力の維持・向上や持続可能で効率的な行財政運営をめざし、県と市町村が連携・協働しながら、ＡＩなどの革新的技術を活用していくことが重要と考えています。

今年度は、県と県内５市町が連携して、住民からの問い合わせに２４時間自動応答するＡＩシステムを導入し、住民サービスの向上と行政事務の効率化に取り組んでいるところです。

また、職員がパソコンで繰り返し行っている単純な作業を自動的に処理させるいわゆるＲＰＡの試行導入にも取り組んでおり、県と３９市町村が参画する「奈良県電子自治体推進協議会」の研究会等を介して、新たな技術情報等の情報共有を図っているところです。

更に、県が積極的に働きかけを行い、市町村の住民系基幹システムのクラウド移行を進めています。クラウド移行団体は約８割で全国１０位となっており、現在、３団体が移行中です。引き続き、市町村のＩＴ業務の標準化及び効率化を促進してまいります。

そのほか、民間から採用している県ＣＩＯ補佐官を相談窓口として、市町村からの情報システムに関する相談にきめ細かく対応しているところです。今後さらに加速する市町村のスマート自治体への取り組みについても、自治体間の格差が出ないよう、積極的に支援していきたいと考えているところです。

【自席よりの再度の質問】１

主たる計画地の広域防災施設について、今まで５年間で１億８千万円の費用を投資して調査されてきたが、平成３０年度の報告書の内容を見る限り、本当にこれで工事できるのかという思いがある。

主たる計画地のプレディアゴルフ場は、大和都市計画区域五條市域の南端に隣接しており、西コースと東コースの間にある谷地及び北側の盛り土部分は、現在、大和都市計画内である。

当計画において、今でも都市計画法上の手続きが必要だと思っております。

また、谷地についてですが、奈良県にも多くの技師がおられるわけですが、この地形を見て気づくことは、土で覆われてはいるが「岩盤」であると推測されることです。

従って、この谷地の処理は通常の盛り土だけでの処理では安定させることは難しく、大掛かりな処理工事が必要になる。

と思われることであります。

財源は、緊急防災・減災対策債を見込まれていると考えるが、滑走路などの関連施設を含めて、２０００Ｍ滑走路に変更となっても、駐屯地関連施設を除いて全てが緊・防・債の対象となるのか？

過去５年間で、既に１億８千万円もの調査費用が投資され、３月末に納品されている報告書が集大成ではないのか？

現計画においても、盛土量について　大幅な不足

造成Ａ　　１，８７４，２４０㎥（不足）

造成Ｂ残土　１，１２６，２４０㎥

差引　７４８，０００㎥
当ゴルフ場は西側コースと東側コースの間に深い谷ＧＨ＝１３７～１５７、　ＡＶＧＨ＝１４７、計画面ＦＨ＝１９０が（深さＨ≒４３ｍ）延長約１４０Ｍの橋で連絡されている。
この谷を埋めるのに公共残土（大和北道路、リニア公共残土８０万㎥の受け入れ予定であると記載。
当然、それら　事業進捗による搬入スケジュールとなる。（不稼働係数１．７として）
　場内移動処理を行っても　マイナス７４８，０００㎥
　谷知部分の８００，０００㎥　　合わせて１，５４８，０００㎥
１０ｔダンプカーで搬入するとすれば
1年　→　１，５４８，０００㎥／５．５㎥・台＝２８１，４５６台／２１５日＝１、３０９台
２年　→　６５４台／日
３年　→　４３６台／日　×２　＝８７２台／日　１０９台／時　工程表
４年　→　３２７台／日　×２　＝６５４台／日　８８台／時

※　造成用盛土搬入経路のサイクル計算が不明であるが、片道１時間と仮定すれば１台当たり４回しか運ぶことが出来ないので、３年の場合の必要なダンプの台数は２１８台／日となる。　手配可能か？　甚だ疑問！
※ ２０００Ｍ級の計画となると、この２倍近い土の量が必要となるのではないか？
※ 土を何処から調達する予定なのか？
土量について、必要とされるの土を他所から運び込むとなると、私の計算では、１０ｔダンプの通行量が相当の量となり、搬入先によってかなり工事の制約がされるのではないか。

【知事答弁】
　いくつかの論点をご指摘がありました。お聞きさせていただいた限り重要な論点かと思いますけれども、まずは調査費ですが、これだけの大工事でございますし、山の上の空港、普通は平地の空港っていうのは、私も建設に関係したことございますが、割と簡単にできるんですけれども、山の上の空港っていうのは、検討要素が大きい訳でございますので、調査費もそれなりにかかるというふうにご理解頂きたいと思います。
　そのような中で、検討要素の中で、土砂の量と搬出通路ということでございますが、最初の目論みで 1,540,000 ㎥とおっしゃいました。土砂がある程度要るわけで、谷を埋めればずいぶん要るわけで、そのときに奈良県の立地で考えましたのは、これから公共工事の土がでてくる一番大きな土の量はリニアの土でございます。リニアはトンネルばかりでございますので、リニアの奈良県内を通るトンネルだけでも、聞いている限りでは 7,600,000 ㎥という量でございます。（7,600,000 ㎥だと滑走路が 2,000ｍ、3,000ｍ位作ってもいけるんじゃないかという冗談を言うような土の量でございます。）
　その他に、京奈和自動車道の大和北道路の木津川までいくのはトンネル部分になり、これも記憶ですが、800,000 ㎥くらいだったでしょうか、近くでは新天辻、これは長いトンネル、480,000 ㎥、記憶だけなので間違っているかもしれませんが、それ

でも相当な土がでる。この土はどこかに捨てなければいけない。土捨て場が要るわけでございます。奈良県は土捨て場が近くにないから海まで運んでいくとなりますと、その通路だけでも大変。奈良県内で土捨て場ができれば、また有効活用できればというのが一つの発想の元でございます。

土はこのように捨てる場所を作れば、谷を埋めても土砂の量だけで言えば、余ってしまうよというだけの量が目につくわけでございます。また、川の堆積土砂の除去に使っている川の砂も、もし使えたら近くでありますので、神納川等の十津川の土砂等も使えるんじゃないかと目論んでいるところでございます。

議員お述べの運搬道路はどのように要るのかということについて、住宅地を通るようだと大変、この地域は幸い京奈和自動車道が近くまで走っておりますので、今の京奈和自動車道の大和北道路のトンネルにしろ、リニアのトンネルにしろ、京奈和自動車道が発生土の運搬に使えるわけでございます。また、この想定地は京奈和自動車道の五條西ＩＣから近くでございます。また、幸いなことに、五條西ＩＣからＲ１６８の土砂運搬道路を作ってそれをうまく使うとＲ１６８に五條市内を通らないで、五條西ＩＣから直結する道路として利用できるということで一挙両得の計算ができるわけでございます。

更問２

現在計画されているアクセス道路は、勾配などから設計速度５０ｋｍ／ｈで計画されていると想像するが、完成後、工事中を含め国道１６８号から９％の取り付け勾配では、大型車両は進入が非常に困難である。（セミトレーラー満載時；３．５％、普通トラック満載時；５．０％）　冬季に凍結した場合は、大きな事故を引き起こす可能性あり。

アプローチ道路について、構想案の段階だから最短ルートでいいのかというのは非常に疑問。根拠を持った図面を書いていただきたい。

【知事答弁】

アプローチ道路という観点からは、京奈和自動車道の五條西ＩＣを使う、その際に、私何度も現地を見に行きましたが、京奈和自動車道の五條西ＩＣは割と高いところにあります。そこからＲ２４が少し下にあります。そこから下に降りるんですけど竹藪があって運動公園があります。そこまでおりて吉野川を渡って、また山の上にあがってＲ１６８まであがるという道路になります。五條西ＩＣから空港に行くアプローチがうまくできますとですね、運動公園の近くを通ってアプローチができますと、道路の建設が高架であれば吉野川を渡っていきます。これは道路の建設が高くなるということになります。

私の勝手な夢でございますが、リニア中央新幹線が奈良市付近駅から関西空港まで行く新幹線の五條駅は二見に作れば、空港と、まあ空港じゃありませんけども、Ｒ２４あるいは滑走路は Ｒ１６８と隣接致しますので、うまく運ぶ通路が二見から上までいく通路を作っておくと、二見駅から空港までの移動手段になるということを頭の中で考えているわけでございます。

うまくいけば大変効果があると、いろいろアプローチ道路についても、とにかく土砂を現地に運び込まなきゃいけないので、そのようなためのいろんな調査は必要

というように思います。

更問３

調整池の容量について、防災拠点であるならば、五條市の過去の最大の　降水量で、どういう水量がでていくのか、そして排水先の水路はどのようなものかの検討は絶対に必要である。

【知事答弁】
議員が述べられた調整池は大変重要な観点で、まだ十分に調査は進んでおりませんが、調整池をどこにどのように作るのか、これも幸い吉野川がすぐそばにあります。柿の産地の山があり、私も見てまいりましたが、谷が相当深いところでございます。その柿の産地から水がどのように流れてくるのかということも十分調査しなきゃいけないということでございます。そのような調査費がかかるというわけでございます。

更問４

防衛省の中期防衛力整備計画には、駐屯地に関する記述が一切なく、新たに駐屯地を置かれる予定がないのではないか。

【知事答弁】
防衛省とどうなっているのかということになります。防衛省とはこの構想をずいぶん早くから相談をしております。何人の防衛大臣にも直接会って構想を申し上げております。全く拒否反応がなくて、固定翼が利用できる方が防衛省としては大変ありがたいというような感触でございます。防衛省の基地ではございませんので、土をおさえるのに宇治の基地が協力するよというような口約束はいただいておりますが、それもこれだけの規模になりますので、どの程度力を貸して頂けるのかは不明であります。感触として大変賛同に近いご意見を頂いていると思っております。
予算は要りますので、この前の緊防債ができた、これは建前上使える。緊防債の延長を要求するとともに、このような大規模な空港、空港、空港といって失礼しましたが、大規模広域防災拠点に使うというのは、まだ適用がありませんので、所管の大臣は総務大臣でございますので、早く工事が進めば緊防債の適用ができればという目論みも持っております。防衛省と国の役所への折衝の状況の報告ということでございます。

更問５

広域防災拠点そのものは絶対に必要だと感じている。山の中に空港を作るのは、地方空港として経営すら難しいという状況が想定されるので、広域防災拠点に特化して物事を進めていただきたい。

また、自衛隊が保有している大型ヘリＣＨ４７、新たに配備されましたオスプレイＶ２２を使えば６００ｍでも十分活躍ができると思っており、２０００ｍ級滑走路が本当に必要なのかということについて、いささか疑問に思っている。

【知事答弁】
空港はあまり狙わないようにということでしたが、琵琶湖空港というプロジェクトがございました。私が課長で陳情を受けておりました。空港は路線がひけないと新幹線があるから難しいということでございますが、今どきは空港という名前でも、自家用機とかジェネラルアビエーション等様々な用途がありますので、空港整備の路線だけではなしに空港の概念が広く適用してくれるといいと思います。
２，０００Ｍが要るのかどうかで、議員が多分考えておられるのは、和歌山に南紀白浜空港があるからそこがあれば南海トラフで間に合うんじゃないかということが頭に入っておられると思いますが、和歌山県知事に紀伊半島知事会議でこのような構想があると申し上げたとともに、和歌山県には南紀白浜空港があるから２，０００Ｍは和歌山県にとって必要無いんじゃないですかと質問したところ、和歌山県知事は「いや、絶対要る。いつできるんだ。早く造って欲しい。」といった言葉が直に返ってきましたので、意を強くして２，０００Ｍとしておおっぴらに言うようになったという経緯もございます。膨大な災害救助活動になりますので南紀白浜だけでは間に合わないので、もし南紀白浜が残っていても五條とタイアップして空からの救難ができる。もしアウトになればなおさら五條に頼らざるを得ない。向こうから避難がされるのは南紀白浜まで避難をされるよりも五條まで避難をされても良いとそのように思っておられると感じたところでございます。早く作ってくれと、和歌山県知事から言われておりますが、２，０００Ｍを超えると和歌山県域にも入るわけです。和歌山県知事はもっと長くできないかと言うわけですが、和歌山県域に入るため遠慮しているとお伝えしたところ、和歌山県域にいくら入ってもいいから長くしてくれとこのような要望でございます。紹介するのも変ですけど、文脈上このようなやりとりの中で２，０００Ｍは最低要るんじゃないかと思った経緯でございます。それと、陸上自衛隊に自衛隊の救助にとって６００Ｍでいいですか、２，０００Ｍはムダですかと直に陸幕長に聞いたところ、２，０００Ｍがいいに決まっているとの声、そのような声を聞きながら、意を強くして力強くいっている感じでございますので、ご容赦願いたいと思います。
実際どのような工事になるかということは、お金もかかることになるので議会でご承認頂き、南海トラフまでに間に合えばなお良いと心から思っておりますので、国体には間に合わなくとも南海トラフまでに間に合えばと願っているところでございます。

時間が無くなりましたので、他の項目を含めて所管委員会で改めて質問をさせて頂きます。